

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.7/2563

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมหลักเกณฑ์และวิธีปฏิบัติในการขออนุญาตนำคนต่างด้าว

เข้ามาในราชอาณาจักรด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 7/2563 号

件名：電子システムによる外国人の導入許可申請に関する
基準及び行使手続きの改定増補

外国人の導入許可申請において便宜を図り、かつ手続きを短縮するために、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 13 条の権限に基づき、投資委員会事務局は仏暦 2560 年 (2017 年) 9 月 22 日付投資委員会布告第 Por. 3/2560 号「電子システムによる外国人の導入許可申請に関する基準及び行使手続き」を以下のように改定増補する。

第 1 項 第 3 項の「システム」の定義内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「「システム」とはビザ・労働許可証サービスセンターのシングルウィンドウ (Single Window) を意味する。」

第 2 項 第 4 項 電子システムによる外国人の導入許可申請の第 4.11 項および第 4.15 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「第 4.11 項 投資奨励法に基づく書類提出、サービス提供者との手続き、またはサービス提供者の何らかの実行に関して、電子データという形でサービス提供者のコンピューターシステムを通して行われるものは、官公庁の営業日において 24 時間申請することができる。尚、投資委員会事務局のシステム経由での申請には手数料がかからない。

第 4.15 項 サービス提供者に電子データの送信を希望するサービス受領者は、システムを通じて電子システムによる外国人の導入恩典行使に関する合意書に署名した上、サービス提供者に証拠として提出する。」

第 3 項 第 4 項 電子システムによる外国人の導入許可申請の第 4.16 項として以下の内容を加える。

「第 4.16 項 申請書を審査し許可した後、シングルウィンドシステムおよびサービス受領者がシステムで通知した電子メール (e-mail) にてサービス受領者および会社に結果を通知する。」

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2563 年 (2020 年) 12 月 28 日

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット

(ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット)

投資委員長官